

海洋プラスチック専門の拠点整備に係る企画提案業務仕様書

1 目的

海洋プラスチックが大量に漂着する唐津市及び玄海町の海岸地域において、海洋プラスチックについて学び、考え、行動し、交流を生む海洋プラスチック専門の拠点を整備するための企画提案を募集し、海ゴミに関するプラットフォームを整備運営することで、佐賀の特徴である2つの海のうちの1つである美しい玄海を人が未来につないでいくことを目指す。

2 業務の概要

(1) 業務名称

海洋プラスチック専門の拠点整備にかかる企画提案業務

(2) 履行場所

佐賀県政策部企画チーム（佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

3 業務内容

以下の内容を記載した企画提案書を作成すること。

(1) 海洋プラスチック専門拠点のコンセプトやイメージ図等の作成

唐津市及び玄海町地域やその周辺地域の現状（立地状況、近隣施設等）を把握し、海洋プラスチック専門拠点のコンセプトや必要な機能を整理・立案するとともに、それを実現するための施設配置等を検討し、構想イメージ図を作成すること。

※想定している機能例：海洋プラスチックのアップサイクル体験、アップサイクル商品生産、物販、飲食、海洋プラスチックを燃料としたボイラー、発電施設による当該施設への熱や電力利用、クリエイター創作活動、交流等スペース等

(2) 施設設置候補地の検討

唐津市または玄海町内において、当該施設の設置に適した候補地を複数箇所選定し、その理由、優先順位などを整理すること。

(3) 整備手法や運営に関する検討

類似施設等の現況調査や関連する事業者へのサウンディング等を行い、整備手法（民間投資の可能性の有無）や運営手法について整理すること。

(4) 整備スケジュール及び概算工事費の算定

当該施設の工事期間は概ね 1 年程度を想定し、施設整備に必要な工事費及び必要な資機材購入等にかかる費用を算定すること。なお、県負担額の上限は 3 億円以内とする。

4 施設整備及び経営企画等に関するアドバイザー業務について

本業務で決定した企画提案者は、当該施設の設計、工事、管理運営などの計画立案に関して助言を行うこととし、別途契約により遂行する。

5 打ち合わせ

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成すること。

当初：業務着手時

途中：必要に応じて随時

最終：成果品納入時

6 資料等の提供及び貸与について

受託者は、業務上必要な資料等について、貸与を求めることができる。

貸与された資料等については、業務完了時まで返却するものとする。

7 著作権の帰属

受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 2 1 条から第 2 8 条に定める全ての権利を含む。）は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県はこれらの制作物を自由に二次利用できるものとする。受託者は佐賀県に対して著作権者人格権を行使しないものとするを原則とする。なお、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、佐賀県の承諾を受けなければならない。また、佐賀県と協議の上制作物の中に佐賀県・受託者以外の第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

8 成果品

(1) 企画提案書 3 部

(2) 電子データ（CD-R 等の電子媒体） 1 枚

9 成果品納入場所

佐賀県 政策部 企画チーム

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館5階

10 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、佐賀県・受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、佐賀県・受託者協議の上、決定するものとする。

11 完了報告

委託業務終了後、直ちに業務完了報告書を提出すること。

12 委託料の支払い

完了払とする。なお、必要に応じて前金払いができる。

13 その他

(1) 守秘義務事項

- ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- ウ ア、イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(2) 再委託等に関する制限

- ア 受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を得なければならない。

(3) 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策

- ア 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報及び情報資産の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。
- イ 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。